

農地法第5条の許可申請に必要な添付書類

書 類 名	部 数	備 考
必須書類（必ず添付していただく書類）		
農地法第5条許可申請書	4部	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡人は印鑑証明の印鑑（実印）を押す。 ・出力の際は裏面も必ず出力すること（県知事許可）。 ・申請者や申請地が複数の場合、別紙様式あり。 ・地番及び面積は訂正できません。
土地登記簿謄本	★2部	・全部事項証明書に限る※直近の日付のもの
土地の公図	★2部	・法務局の認証の無い証明書は不可※直近の日付のもの
求積図または測量図等	★2部	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の一部を転用する場合 ・1筆利用が難しい場合（土地の面積と建物の大きさにかい離がある場合） ※非農家住宅500㎡、農家住宅1,000㎡を基準とします。
印鑑証明	★2部	譲渡人（本人確認として）
住民票抄本	★2部	譲受人（本人確認として）
戸籍附票	★2部	登記簿と印鑑登録住所が異なる場合
施設等の設計図、配置図	★2部	<ul style="list-style-type: none"> ・用排水施設（最終的な放出先）の記載 ・すべての部分について土地利用計画を表示すること。 ・建物その他の施設を利用するために必要な道路（接道していない場合は進入路）やその他の施設（水路をまたぐために橋を架ける場合はなど）を表示していること。 ・図面上で、建築面積、高さなどが分かるように記載する。 ・駐車場がある場合は駐車部分の面積、台数も記載。 ※床面積30㎡を超えるRC構造・CB造等については、図面に建築士の登録番号、氏名を記載していること（建築士法）
資金計画書	2部	様式第5号の4 ※経費と調達資金のつじつまがあうこと。
資金調達確認資料	★2部	<ul style="list-style-type: none"> ・自己資金の場合→残高証明書※複数口座がある場合日付は統一のこと ・金融機関からの借入→融資を行うことを証する書面（仮審査申込結果通知書、事前審査承諾通知、融資内諾証明） ・親族等からの借入→残高証明書+「資金拠出の確認書」を提出 ・補助金等→補助金等の内示の写し、交付決定の写しなど ・用地買収の補償金→売買証明書又は買収予定証明書（金額入り） ※融資相談証明書は不可 ※前払い等支払い済みの経費がある場合は領収証の写し
定款及び登記簿謄本写	★2部	申請者が法人の場合 ※登記簿謄本の写しは最新のを添付。
事業計画書（様式17号）	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・資材置場・駐車場・倉庫・太陽光等 ※申請内容に応じて求めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の場合は収支内訳表も必要です。 ・既存の場所がある場合（拡張および移転そのほか）はその場所の住所と利用状況を示す写真（4方向） ・行政庁の営業免許・認可等を要するものはその写し
転入計画書	2部	他市町村から転入予定の申請者
土地改良区の意見書	★2部	申請地が土地改良区の場合
他法令の許可書写	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興法（農振を一部除外している場合は除外が証明できるもの） ・景観条例（建設課） ・県土保全条例（一体利用計画で3,000㎡を超えるもの） ・赤土防止条例等 ・墓地・埋葬法（墓の建築の場合は必須） ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・その他 ※他法令の許可が下りていない場合は、農地法の許可審査も保留
現地見取図	1部	申請地が確認できるもの（住宅地図等の写し）
委任状（任意様式）	★2部	代理人が申請する場合

農地法第5条の許可申請に必要な添付書類

書 類 名	部 数	備 考
必要に応じて求める書類		
宅地建物取引業の免許の写し	★2部	目的が建売住宅の場合
その他参考となる書面	★2部	隣接地主の承諾書（任意様式）など
太陽光発電設備等の設置申請に必要な書類（追加）		
太陽光発電設備等の設計図および配置図	★2部	パネルの枚数、大きさ、総面積、支柱の構造、高さ、本数、パネルの間隔、パワコン、キュービクル、電柱等が記載されていること ※設備製品の詳細が分かる資料も添付
予想発電シミュレーション		
太陽光発電設備に係る設備認定通知書	写し	経済産業省から
電気使用申込書	写し	沖縄電力へ
自家用発電設備等の連携に関する同意を証する書面	写し	沖縄電力から
電気供給のお知らせ	写し	沖縄電力から
誓約書	★2部	
営農型太陽光発電設備等を設置する場合	各2部	<ul style="list-style-type: none"> ・下部の農地における営農計画書（様式第5号の10） ・営農型発電設備の設置による下部の農地における営農への影響見込およびその根拠となる関連データ 例）試験研究機関による調査結果、必要な知見を有する者の意見書または先行して営農型発電設備の設置に取り組んでいる者の事例など ・営農型発電設備を設置する者と下部の農地において営農する者が異なる場合には、支柱を含む営農型発電設備の撤去について、設置者が費用を負担することを基本として、当該費用の負担について合意されていることを証する書面 ※営農型太陽光発電設備は一時転用許可のため、利用については3年以内（撤去費用についても資金計画に記載すること）
農地の法面等に太陽光発電設備を設置する場合	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・本地における営農計画書および法面等の維持管理に関する計画書 ・太陽光発電設備を設置する者と法面等の所有者が異なる場合には、太陽光発電設備の撤去について、設置者が費用を負担することを基本として、当該費用の負担について合意されていることを証する書面
※ ★の表示された書類は、1部原本、1部コピー ※ 印鑑証明等添付書類がA4以下のサイズの場合、A4白紙に書類を貼付けして提出して下さい。（複数枚ある書類の場合は1組にして貼付）		

申請受付期間

- ◎ 申請受付期間は毎月1日から10日までとします。
 （10日が閉庁日の場合翌開庁日。締切日以降の申請は翌月分扱い。）

注意事項

- ◎ 申請地が農業振興地域内は農地転用できません。経済課農政係にて除外の手続きを行い許可が下りてから転用申請を行ってください。
- ◎ 農振の一部除外手続きを行った際の用途と転用申請の内容が異なる場合は、転用の申請を受付けることができません。（農振の一部除外申請のやり直し）
- ◎ 申請地に正当な権利（使用貸借権、賃貸借権等）を持つ方がいる場合、契約解約後に申請することになります（適法に解約されたことを証する書面が必要。）
- ◎ 集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えた農地（第1種農地）は原則として不許可となります。
- ◎ 抵当権が設定されている土地に関しては、抵当権を抹消するか権利者の了承を得てから申請してください。

違反転用に対する処分等

- ◎ 違反転用や原状回復命令違反については、個人にあっては3年以下の懲役
 又は300万円以下の罰金、法人にあっては1億円の罰金（農地法第64条、67条）。

問合せ

今帰仁村農業委員会事務局 電話0980-56-2256 F A X 0980-56-2105